

流 情 個 審 答 申 第 2 号

平成 19 年 7 月 27 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会

会長 川島 祥光

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する諮問について（答申）

平成 19 年 4 月 17 日付け流都計第 13 号で諮問がありました「平成 9 年度、平成 10 年度及び平成 13 年度から平成 18 年度までの江戸川新橋建設促進協議会の会議録」に係る部分開示決定に対する異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

別紙

答 申

1 審査会の結論

流山市長（以下「実施機関」という。）の行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）については、その内容の如何にかかわらず不開示としたことは妥当ではなく、本件不開示部分のうち、①委員の個人名の部分、②平成16、18年度の総会会議録（以下「会議録」という。）の中で委員が特定できる記述、③平成16年度の会議録の中で個人を特定できる記述、を除き開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「江戸川新橋建設促進協議会（以下「協議会」という。）の会議録（平成9年度、平成10年度及び平成13年度から平成18年度までの会議録）の開示を請求したことに対し、実施機関が公文書を特定し、平成19年2月27日付で本件処分を行ったことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人からの異議申立書及び意見書によれば、申立人の主張要旨は、次のとおりである。

実施機関は、意見交換等の内容は江戸川新橋の建設促進、委員の考え方及び県市の構想段階での発言が含まれているものとして不開示理由としているが、協議会の結論に影響を与えた議論は市民にとって重要なものであり、その議論に対し市民が検証することができることは、情報公開制度の趣旨の一つであると考える。

したがって、本件処分を取り消し、本件不開示部分について開示するとの決定を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関からの理由説明書及び理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 本件不開示部分は、議案の審議終了後に行われている委員による自由な意見交換や近況報告に関する部分であり、次の理由により不開示とした。

ア 委員の発言は、協議会の目的である江戸川新橋の建設促進に関するものだけではなく、各委員独自の考え方や県市の構想段階についての発言が含まれている。

イ 繼続して協議会を開催していくことを考慮し、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることにより委員の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある。

ウ 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

(2) 協議会の委員は、流山、三郷の両市を代表する立場にある公人であり、委員からの発言はその内容の如何にかかわらず(1)の理由から条例第7条第5号に該当すると判断し、本件不開示部分を不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立ての対象公文書について

本件異議申立ての対象公文書は、協議会の会議録（平成9年度、平成10年度及び平成13年度から平成18年度まで）であり、「議案」、「その他」、「意見交換」及び「近況報告」から構成されているものである。

(2) 協議会について

当該協議会の規約を見ると協議会は江戸川新橋建設促進を目的として設置されたものであり、協議会は流山市及び三郷市の市長、市議会議長、県議会議員、市議会の建設関係委員会の委員長を委員として組織されているものである。

(3) 本件不開示部分の条例第7条第5号該当性について

条例第7条は、公文書の原則開示という本条例の基本理念を踏ま

えた上で、不開示情報の範囲を定めているものである。

同条第5号は、本市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、不開示情報とし、当該情報を不開示とできる旨を定めている。

そして、申立人から公文書開示請求を受けた実施機関は、協議会の会議録を開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、委員の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることや、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などについても、公にすることにより市民の誤解や憶測を招き不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、条例第7条第5号に該当するとして、会議録のうち議案としている部分については開示とし、本件不開示部分については、その内容の如何にかかわらず全てを不開示とし、本件処分としたものである。

しかしながら、情報公開は開示が原則（条例第7条）であり、このことから考えると、その判断は、対象公文書の性質に照らし、公にすることによる市民の利益と不開示にすることにより守られる利益を比較衡量した上でなされるべきであり、本件不開示部分について内容の如何にかかわらず不開示としたことは、妥当とは言えない。

そして、協議会における審議が江戸川新橋の建設に係る意思決定に直接影響を与えていないものでないことから、本件不開示部分を開示したとしても、直ちに外部からの圧力や干渉等を受けることなどにより、委員の率直な意見の交換が不当に損なわれるとは言えず、発言者が特定できる部分を不開示とすることをもって、率直な意見の交換が確保できると考える。

また、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などについても、公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとしているが、会議録作成当時においては、未成熟な情報として市民に誤解や憶測を招くおそれがある内容があったとしても、江戸川新橋の建設は、本件処分がなさ

れた時点においては既に都市計画決定され、建設に係る概要は公に周知されており、地元説明会において市民に対し、情報が提供されていることから、未成熟な情報等として不開示とすることは認め難い。

したがって、実施機関が対象公文書のうち、本件不開示部分について、条例第7条第5号に該当するとして内容の如何にかかわらず不開示としたことは、理由はない。

ただし、実施機関が理由説明書で述べるとおり、委員の率直な意見の交換を保障する必要があると認められることから、委員の個人的な発言の自由・公正を確保するために、会議録における発言者の個人名及び発言内容から委員が特定される部分を秘匿する必要がある。

さらに、対象公文書の中で、記述により委員や職員以外の特定の個人を識別することができる部分については、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当するものであり不開示が妥当である。

(4) 結論

以上の理由により、前記1の結論のとおり答申する。